

平成 31 年 3 月 吉日

公益社団法人静岡県建築士会
会 員 各 位

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長 諏訪 久雄



まちづくりセンターの会員優遇措置の廃止について

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は当センターをご利用いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、2011年度から（公社）静岡県建築士会会員の皆様への優遇措置として「KJM ポイント」を、2倍にカウントするとともに、ポイント交換も商品券ではなく、現金振り込みとして実施しており、多くの会員の皆様にご利用いただいております。

しかしながら、確認・検査等の業務の複雑化や厳しさを増す経済環境の中、当センターの経営状況に鑑み、2019年度6月1日より、各種申請手数料を改訂するとともに、会員の皆様への「KJM ポイント」の優遇措置を廃止させていただくこととなりました。

苦渋の選択となりました今回の措置に対しまして、何とぞご理解いただきたく、お願い申し上げます。

なお、優遇措置の内容、実施日までのポイント交換の流れ等につきましては、別紙に示しましたので、お手持ちのポイントが有効に使われますよう、早めの手続きをお願いいたします。

敬具

優遇措置終了日及びポイント交換の流れ

【会員優遇終了日】

2019年5月31日（金）

※上記終了日までに、協会各地域事務局で受け付けした分まで適用。

【優遇措置内容】

1. まちづくりセンターが確認・検査の申請の際、窓口で行っている「KJM ポイント」のポイント数を、会員に対しては2倍にカウントするとともに、そのポイントの交換も商品券等との交換でなくポイント数の換算額が振り込まれる。
(換算額：ポイント数×2×100円。 例/KJM ポイント7ポイント=1,400円)
2. 振り込みに係る手数料は会員負担となるため、手数料分を鑑み、本優遇措置の対象は「KJM ポイント」が5ポイント以上（換算額1,000円以上）のものとする。
(5ポイント以下のカードでは対象となりません。)

注1. まちづくりセンターで押印する際、ポイントを2倍に押印するものではありません。

協会事務局を通して申請する場合に限り、上記優遇措置が適用されます。

注2. 会員優遇では商品券との交換はできません。換算金額のお振込みのみとなります。

【ポイント交換の流れ】

1. 専用の「KJM ポイントカード換算振込依頼書」に必要事項を記入のうえ、「KJM ポイントカード」を添付して、協会の各地域事務局へ提出する。依頼人と振込口座名義が異なる場合は、「KJM ポイントカード換算の申請に関する委任状」も必ず添付する。
2. 各支部は、会員であることを確認した上で証明印を押印し、まちづくりセンターへ郵送する。
3. まちづくりセンターは「KJM ポイントカード換算振込依頼書」に基づき、換算金額を指定口座に振り込む。

以上